

## 相模原市公告

### 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和5年12月4日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年12月4日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和5年8月4日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 gooday place

所 在 地 中央区中央1丁目208-2、208-1

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 神奈川中央交通株式会社

代 表 者 代表取締役 今井 雅之

住 所 神奈川県平塚市八重咲町6-18

#### 3 変更しようとする事項

##### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 株式会社三和 午前10時00分から午後9時00分まで

上記以外 午前10時00分から午後8時00分まで

(変更後) 株式会社三和 午前10時00分から午後9時00分まで

株式会社ビイブリッジ

午前10時00分から翌午前1時00分まで

上記以外 午前10時00分から午後8時00分まで

( 2 ) 駐車場を利用することができる時間帯

( 変更前 ) 隔地駐車場 及び 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

( 変更後 ) 隔地駐車場 及び 午前 9 時 30 分から翌午前 1 時 30 分まで

位置については届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

3 ( 1 ) \ ( 2 ) 令和 5 年 8 月 1 4 日

5 届出年月日

令和 5 年 7 月 3 1 日

6 縦覧期間

令和 5 年 8 月 4 日から同年 1 2 月 4 日まで

7 縦覧場所及び意見書の提出先

中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課